

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

宮川・水上地区計画区域における静岡市大規模集客施設制限地区建築条例(平成 23 年静岡市条例第 29 号)第3条第1項第1号の規定による建築物の認定に係る審査基準(案)

2 意見公募手続を実施した期間

令和6年 11 月 22 日(金)から令和6年 12 月 23 日(月)まで

3 提出された意見の件数

99 件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理 由
審査基準(案)に対する意見	肯定的な意見 ・進出事業者の裾野を広げつつ中心市街地への影響も考慮しており、住民の理解を得やすい規制緩和案であり、賛成する ・これだけ人口が流出している中で、規制が厳しいから静岡での出店を諦めるということがないようにしてほしい ・狭すぎると人が魅力を持たないし広い土地の意味がなくなってしまうため賛成 ・市内の人口流出を防ぐためにも、市内市外から人が集まりたいと思える商業施設を中心とした地域を形成することは重要であり、時代の変化に対応するために必要な改正は実施すべき ・今までの規制を緩和し市・県外からの集客ができる施設を設置してほしい、早期実現を希望する	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、規則等の内容に肯定的な意見であるため。 なお、本意見は静岡市宮川・水上地区画整理組合及び経済局商工部商業労政課に情報提供済み。
	延床・売場面積の基準をさらに緩和してほしいという意見 ・せっかく広大な土地があるのだから、中途半端なものではなく、いままで静岡市に無かったスケールの施設を誘致すべきであり、それが可能になるよう、最低でも今の基準の 2 倍までは緩和すべき ・大規模集客施設が新たに建設されることで、雇用の創出、購買利便性の向上、観光客誘致が期待でき、市全体の魅力向上を考えると、規制を大幅に緩和していいと思われる ・この地域の発展が静岡市の未来にとって重要な位置付けであるとするならば、テナント型の商業施設の可能性も制限せずに、もっと自由度を高めた基準にして欲しい	規則等の内容に反映しないものとする。	本審査基準(案)で示す延床・売場面積の上限及びテナント数の制限については、既存の商業への影響を抑制し、都市の秩序ある整備を図るために必要な制限として設定したものであるため。 提出された意見は今後の市政運営の参考とする。 なお、本意見は経済局商工部商業労政課に情報提供済み。
	面積の上限を縮小してほしいという意見 ・静岡市良好な商業環境の形成に関する条例で国道1号線沿い等に定めている 8000 m²が妥当ではないか	規則等の内容に反映しないものとする。	本審査基準(案)で示す売場面積の上限については、宮川・水上地区のポテンシャルを最大限に活かすことと併せ、既存の商業への影響を考慮し設定したものであるため。 なお、本意見は経済局商工部商業労政課に情報提供済み。

その他参考意見	意見要望 ・平成 25 年に制定した条例・指針の精神を活かして、宮川が「大型商業施設の集結するエリアにならないように規制する法整備(条例・指針)と、為政者が替わっても対応が替わらない「明確に紙面に記された運用ルール」を作ることを要望する	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、規則等の内容に関するものではなく、平成 25 年に制定した「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針」に関する意見のため。 なお、本意見は経済局商工部商業労政課に情報提供済み。
	誘致する企業・施設・まちづくりに関する意見 ・具体的な企業名や商業施設名等を例示し、誘致に期待する意見 ・特定の施設(ホビー関連、食のテーマパーク、ファーマーズマーケット、子どもの遊び場、防災施設等)の誘致を望む意見	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、規則等の内容に関するものではなく、企業又は施設誘致に関する意見であるため。 なお、本意見は静岡市宮川・水上土地区画整理組合に情報提供済み。
	交通に関する意見 ・近隣の交通渋滞を懸念し対策を希望する意見 ・駅からのアクセスの利便性向上を望む意見	規則等の内容に反映しないものとする。	提出された意見は、規則等の内容に関するものではなく、周辺交通環境または公共交通の整備に関する意見であるため。 なお、本意見は静岡市宮川・水上土地区画整理組合及び都市局都市計画部交通政策課または建設局道路部駿河道路整備課に情報提供済み。

「提出された意見」の欄は、皆様から寄せられた意見の一部を要約し、又は整理して記載しています。意見の詳細について、大谷・小鹿まちづくり推進課及び建築安全推進課、各区役所の市政情報コーナーにおいて閲覧することができます。詳しくは、大谷・小鹿まちづくり推進課開発推進係（054-138-1981）にお問い合わせください。